別紙１　公共施設等運営事業の対象施設

奈良少年刑務所の敷地（奈良市般若寺町１８番１ないし４，４０番１，４１番及び３６５番１，奈良市川上町４７４番２，４７５番１，４７８番２，４７８番３，４７９番並びに９１５番１ないし３）に所在する，文化財保護法第２７条第１項の既定により重要文化財に指定された施設（下表のとおり。）及び同法第１７２条第１項括弧書の既定により管理団体に指定された者に管理を行わせることとなる施設を対象とする。

七	旧奈良監獄中央看守所及び事務所 第一分房監（第一寮） 第二分房監（第二寮） 第三分房監（第三寮） 夜間寝房（第四寮） 雑居監（第五寮） 雑居監附属工場 夜間寝房附属工場 構内仕切兼男拘置監浴場接見所 構内仕切兼病監浴場接見所 南倉庫 北拘置監倉庫 醫務所 病監 精神病躁狂監 妻門 周囲煉化塀	一七棟 二基	煉瓦造、建築面積一、九〇八・七五平方メートル、二階建、地下一階、桟瓦葺一部鋼板葺 煉瓦造、建築面積七三八・一〇平方メートル、二階建、南面渡廊下附属、煉瓦造、建築面積三四・八八平方メートル、二階建、地下一階、桟瓦葺 煉瓦造、建築面積七三八・一〇平方メートル、二階建、南東面渡廊下附属、煉瓦造、建築面積三四・八八平方メートル、二階建、地下一階、桟瓦葺、北西面検身場附属、木造、建築面積五五・一〇平方メートル、鉄板葺 煉瓦造、建築面積六四六・三二平方メートル、二階建、東面渡廊下附属、煉瓦造、建築面積三四・八八平方メートル、二階建、地下一階、桟瓦葺 煉瓦造、建築面積七三一・七七平方メートル、二階建、北東面渡廊下附属、煉瓦造、建築面積三四・八八平方メートル、二階建、地下一階、桟瓦葺 煉瓦造、建築面積八一三・〇八平方メートル、二階建、北面渡廊下附属、煉瓦造、建築面積三四・八八平方メートル、二階建、地下一階、桟瓦葺 木造、建築面積四七三・六七平方メートル、二階建、北面検身場附属、木造、建築面積五九・五五平方メートル、二階建、桟瓦葺 木造、建築面積三七五・九六平方メートル、二階建、北面検身場附属、木造、建築面積四六・一六平方メートル、二階建、桟瓦葺 煉瓦造、建築面積一八〇・七六平方メートル、桟瓦葺 煉瓦造、建築面積四九八・六二平方メートル、桟瓦葺 煉瓦造、建築面積二七三・二七平方メートル、桟瓦葺 煉瓦造一部木造、建築面積四〇〇・〇九平方メートル、桟瓦葺 煉瓦造、建築面積七二二・二八平方メートル、中央塔屋付、桟瓦葺 煉瓦造、建築面積二九四・六六平方メートル、中央塔屋付、桟瓦葺、西面渡廊下及び厠附属、木造、建築面積五四・七九平方メートル、桟瓦葺 煉瓦造、建築面積三〇九・九六平方メートル、南面渡廊下附属、木造、建築面積二五・〇〇平方メートル、西面渡廊下附属、木造、建築面積三〇・七六平方メートル、桟瓦葺 煉瓦造、建築面積一八・五九平方メートル、桟瓦葺 煉瓦造、建築面積八三・五四平方メートル、二階建、桟瓦葺 北塀　煉瓦造、総延長三〇・一メートル 南塀　煉瓦造、総延長三二・二メートル 附・構内仕切塀　六基 煉瓦造、敷地南方延長二二・〇メートル、敷地北方延長二六・〇メートル、北倉庫西方延長一〇・三メートル、南倉庫西方延長一〇・三メートル、南倉庫東方延長三〇・四メートル、拘置監北方延長二五・二メートル ・牢舎二棟 南棟　木造、建築面積四・九六平方メートル、桟瓦葺 北棟　木造、建築面積四・九六平方メートル、桟瓦葺 ・奈良監獄建築圖面一冊 宅地　七六、九一八・三四平方メートル 般若寺町一八番一、川上町四七五番一 右地域内の排水溝縁石、殉職刑務官之碑、墓石を含む	国（法務省）	東京都千代田区霞が関一丁目一番一号	奈良県奈良市般若寺町一八番地